

(四) 日本労働総同盟大阪聯合会規約制定委員会

客自予ニ開催(予ニ十日情報等)ノ日本労働総同盟大阪聯合会大倉ニ提案セル同盟罷工統制権規約中法安登定容法  
ヲ十七条ニ抵觸ノ虞アリトシテ同盟トナリ確定ニ至ラサレバ十月四日聯合会予務所ニ規約制定委員会ヲニ證書ヲ開催討議上九記ノ通り修正シ近ク発表ヲナス趣ナリ

才四条中「 援助ヲナサハルモノトス」ヲ「 ナサハルモノトナルベシ」ト修正

才五条中後段ヲ「 十日同ヲ過クルモ解決セサルトキハ各組合ニ於テ

同情罷業ヲ決行セシムル場合執行委員会ハ之ヲ認

ムレト修正

才六条 削除

(十一月十日)

参照

大阪聯合会同盟罷工規約草案 (抄)

才四条 聯合会長ハ紛議ノ起リタル組合ノ報告ニ接シタルトキハ直ニ執行委員会ヲシテ真相ヲ調査セシメ必要ト認ムル場合又ハ組合ノ請求アリタル時ハ直ニ執行委員会ヲ召集シ二十四時間以内ニ

一回若クハ二回以上

才五条 各組合ハ執行委員会ノ許可ナクシテ罷工ヲナスコトヲ得ス若シ許可

ナクシテ決行セシ場合ハ本聯合会ハ援助ヲナサハルモノトス

才六条 (情報才廿一回巻面)

才六条 (一三)

あ